

条例素案(パブコメ提出分)と条例案の比較対照表

条例素案(パブコメ提出分)	条例案	備考
<u>小金井市子どもの権利に関する条例</u>	<u>小金井市子ども条例</u>	子どもの権利を保障するとともに、子どもの健全な成長を目的として、子ども条例とした。
目次	目次	全体的に、熟語に振り仮名を付す場合、片方の文字だけでなく双方に振り仮名を付すこととする。
前文	前文	
第1章 総則 (第1条—第5条)	第1章 総則 (第1条—第5条)	
第2章 子どもにとって大切な権利 (第6条—第11条)	第2章 子どもにとって大切な権利 (第6条—第11条)	
第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障 (第12条—第14条)	第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障 (第12条—第14条)	
第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進 (第15条)	第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進 (第15条)	
第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済 (第16条)	第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済 (第16条)	
第6章 雜則 (第17条)	第6章 雜則 (第17条)	
付則	付則	
前文	前文	
子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違 <small>ちが</small> い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。	子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違 <small>まちが</small> い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。	

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えています。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

## 第1章 総則

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えています。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

## 第1章 総則

<p>(条例が目指すこと)</p>	<p>(条例が目指すこと)</p>	
<p>第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。<u>この条例は、子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目指します。そして、すべての子どもが生き生きと健やかに、そして安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。</u></p>	<p>第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。<u>子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなとのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。</u>子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。</p>	<p>年齢や成長に応じた社会的な役割や責任を学ぶ必要があるため、文言を追加した。</p>
<p>(この条例で使われることばの意味・内容)</p>	<p>(この条例で使われることばの意味・内容)</p>	
<p>第2条 この条例で使われている次の用語の意味は、それぞれの用語のあとに説明されているとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人。また、これらの人と同じように権利があると考えている人。</li> <li>(2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人。</li> <li>(3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設。</li> <li>(4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人。</li> </ul>	<p>第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人</li> <li>(2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人</li> <li>(3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設</li> <li>(4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人</li> </ul> <p><u>(人権の尊重)</u></p>	<p>用語の整備</p> <p>パブリックコメントで「そして」はいらないのではないかという意見があり、削除し、併せて用語の整備を行った。</p> <p>パブリックコメントで、「ことば」と「用語」が混在しているという指摘があったため、改めた。</p> <p>子どもの定義を明確にするために、削除了。</p> <p>憲法にうたわれている基本的人権に言及</p>

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つよう努力します。また、自分の人権だけでなく、<sup>たが</sup>他者の人権についても正しく理解し、<sup>たが</sup>互いの<sup>しんい</sup>人権を尊重しなければなりません。

するとともに、人を思いやる心について触れ、子どもが健全に育つことを目的として条文を追加した。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第3条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。

2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの<sup>れい</sup>年齢と心身の成長にふさわしい<sup>えん</sup>支援を行うようにしなければなりません。

3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることとを十分理解しなければなりません。

4 市は、子どもの権利を大切にし、市のすべての計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

第4条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会ができるだけたくさんつくります。

2 市は、家庭、学校、地域で、子どもの権利についての学習などが<sup>積極的</sup>に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。

2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの<sup>ねんりい</sup>年齢と心身の成長にふさわしい<sup>しきん</sup>支援を行うようにしなければなりません。

3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、<sup>たが</sup>他者を<sup>たが</sup>思いやり、<sup>たが</sup>互いの<sup>しんい</sup>権利を尊重しなければなりません。

4 市は、子どもの権利を大切にし、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会ができるだけたくさんつくります。

2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。

自分の権利だけでなく、他者の権利も尊重することに注意を促すために、文言を追加した。

市の計画は、市の計画全般と認識しているところから、「すべての」は削除した。

自分の権利も他者の権利も大切だということを文言として追加し、併せて用語の整備を行った。

3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、子どもの権利を保障する立場にある人に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。

4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。  
(小金井子どもの権利の日)

第5条 子どもの権利についての关心や理解を子どもとおとな  
が互いに深めるため、小金井子どもの権利の日を設けます。

2 小金井子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、小金井子どもの権利の日にふさわしい取組みを行います。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

### (子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。

### (安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。

3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。

4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

子どもの権利を保障する立場にある人については、大人全般を意味するので、分かりやすい表現にした。

5月の子ども週間の中で啓発普及について対応するため、削除した。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

### (子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢や発達に応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

### (安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。

年齢や成長に応じ、ふさわしい対応がされなければならないため、文言を追加した。

自分の権利だけでなく、他者の権利も尊重することに注意を促すため、文言を追加した。

<p>(1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。</p> <p>(2) <u>あらゆる形の差別や暴力を受けず、放っておかれないこと。</u></p>	<p>(1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にすること。</p> <p>(2) <u>いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。</u></p>	<p>パブリックコメントで「いじめ」の文言を入れたほうが良いという意見があつたため、追加した。</p>
<p>(3) 健康について<u>づか</u>され、<u>りょう</u>な<u>医療</u>が受けられること。</p> <p>(4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、<u>ねい</u>や成長にふさわしい<u>かんきょう</u>で生活できること。</p>	<p>(3) 健康について<u>氣づか</u>され、<u>いりょう</u>な<u>医療</u>が受けられること。</p> <p>(4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、<u>ねい</u>や成長にふさわしい<u>かんきょう</u>で生活できること。</p>	<p>パブリックコメントで指摘があつたため改めた。</p>
<p>(自分らしく生きる権利)</p> <p>第8条 子どもは、その人格が尊重され、<u>ありのままの自分が受け止められ、自分らしく生きることができます</u>。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。</p>	<p>(自分らしく生きる権利)</p> <p>第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。<u>ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵犯するような行為を行ってはなりません。</u></p>	<p>「ありのままの自分が受け止められ」については「人格が尊重」に含まれることから削除した。また、自分の権利だけでなく、他者の権利も尊重することに注意を促すため、文言を追加した。</p>
<p>(1) <u>個性や他人との違いが尊重されること。</u></p> <p>(2) プライバシーが守られること。</p> <p>(3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持つこと。</p> <p>(4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。</p>	<p>(1) <u>個性や他者との違いが尊重されること。</u></p> <p>(2) プライバシーが守られること。</p> <p>(3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持つこと。</p> <p>(4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。</p>	<p>用語の整備</p>
<p>(ゆたかに育つ権利)</p> <p>第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。</p>	<p>(ゆたかに育つ権利)</p> <p>第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。<u>ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵犯するような行為を行ってはなりません。</u></p>	<p>自分の権利だけでなく、他者の権利も尊重することに注意を促すため、文言を追加</p>

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。

**(意見を表明する権利)**

第10条 子どもは、自分と関係が深いことがらについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのときには、主に次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 考えや意見を十分に表すことのできる場に参加できること。
- (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

**(支援を受ける権利)**

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢献する活動に参加すること。

**(意見を表明する権利)**

第10条 子どもは、自分と関係が深いことがらについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵犯したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。

- (1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

**(支援を受ける権利)**

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

した。

社会に貢献する活動に参加することを通じてゆたかに育つことが大切と考えられたため、号を追加した。

パブリックコメントで指摘があったため、改めた。また、自分の権利だけでなく、他者の権利も尊重することに注意を促すため、文言を追加した。

年齢や成長に応じた参加の機会を想定して、変更した。

自分の権利だけでなく、他者の権利も尊重することに注意を促すため、文言を追加した。

### 第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障

#### (家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの権利の保障のために、もっとも重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることに關して、市から必要な情報や支援を受けることができます。

#### (育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を行わなければなりません。

### 第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障

#### (家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健全な成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることに關して、市から必要な情報や支援を受けることができます。

#### (育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を行わなければなりません。

権利の保障とともに、子どもの健全な成長全般に責任と義務を負っていることを表現するため、変更し、併せて用語の整備を行った。

学校教育法では規定されているが、一般的に家庭における体罰には規定がないため、虐待などに含めることとした。

育ち学ぶ施設の中で施設の関係者の責任を明らかにするため、文言を追加した。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。

7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力しあい、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。

4 市民は、第1項から第3項の事を行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関および関係団体と互いに連絡

3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。

7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。

4 市民は、第1項から第3項までの事を行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関および関係団体と互

用語の整備

用語の整備

<p>し協力しあうよう努力しなければなりません。</p> <p><b>第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進</b></p> <p><u>(子どもにやさしいまちづくりをおし進めること)</u></p>	<p>いに連絡し協力し合うよう努力しなければなりません。</p> <p><b>第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進</b></p>	<p>用語の整備</p> <p>用語の整備</p>
<p><b>第15条</b> 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、<u>すべての市民</u>にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。</p> <p>2 市は、子どもが市政などに対して持つ考え方や思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ<u>施設</u>や子どもが利用する<u>施設</u>などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。</p> <p>3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えるとともに、<u>子どもの権利に関する推進計画</u>をつくります。</p> <p>4 <b>市は、この条例にもとづく市の計画や対策の状況を定期的に検証し、市民に報告するよう努力します。</b></p>	<p><b>第15条</b> 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。</p> <p>2 市は、子どもが市政などに対して持つ考え方や思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ<u>施設</u>や子どもが利用する<u>施設</u>などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。</p> <p>3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。</p>	<p>「市民」という場合、すべての市民を示すため、文言を削除した。</p> <p>「のびゆくこどもプラン 小金井」の中で対応するため計画に係る文言を削除した。</p>
<p><b>第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済</b></p> <p><u>(相談と救済)</u></p> <p><b>第16条</b> 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または権利の侵害から救われるよう求めることができます。</p> <p>2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談と救済のための窓口を設置します。</p>	<p><b>第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済</b></p> <p><b>第16条</b> 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または権利の侵害から救われるよう求めることができます。</p> <p>2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談について速やかに対応します。</p>	<p>用語の整備</p> <p>子どもに関する相談窓口等はあるので、その中で対応する方法を検討することとし、窓口に係る文言を削除した。</p>

3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力します。

#### 第6章 雜則

第17条 この条例の施行に<sup>じこう</sup>関し必要な事項は、市長及び教育委員会等が定めます。

#### 付 則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行します。

3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力します。

#### 第6章 雜則

第17条 この条例に定めるものほかに必要な事項は、市長お<sup>じこう</sup>より教育委員会等が定めます。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行します。

用語の整備

用語の整備